

岡山県におけるため池の管理保全の取組状況



令和6年7月11日
岡山県 農林水産部 耕地課

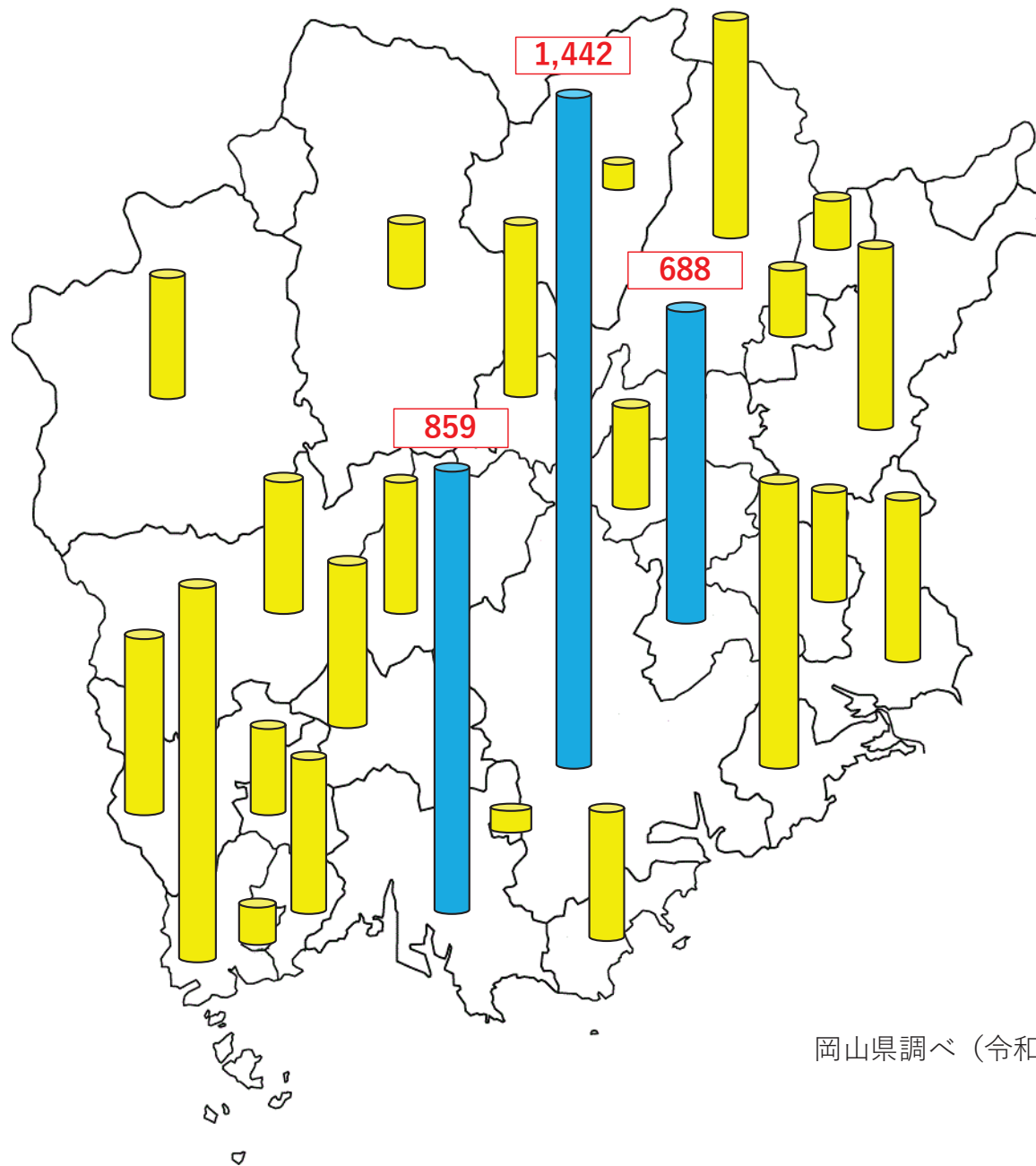
1 岡山県のため池

県内には、**約 9 千か所**のため池があり、そのうち決壊した場合に人的被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池は**約 4 千か所**

市町村名	ため池数	
		防災重点 農業用ため池
岡山市	1 位 1,442	1 位 892
玉野市	271	208
備前市	343	141
瀬戸内市	588	185
赤磐市	4 位 688	3 位 330
和気町	233	78
吉備中央町	288	43
倉敷市	2 位 859	2 位 532
笠岡市	745	229
井原市	373	181
総社市	355	210
高梁市	260	54
新見市	259	30
浅口市	325	96

市町村名	ため池数	
		防災重点 農業用ため池
早島町	9	6
里庄町	83	43
矢掛町	150	124
津山市	461	225
真庭市	149	62
美作市	390	160
新庄村	—	
鏡野町	42	29
勝央町	155	43
奈義町	109	45
西粟倉村	—	
久米南町	228	21
美咲町	382	45
合 計	9,187	4,012

1 岡山県のため池



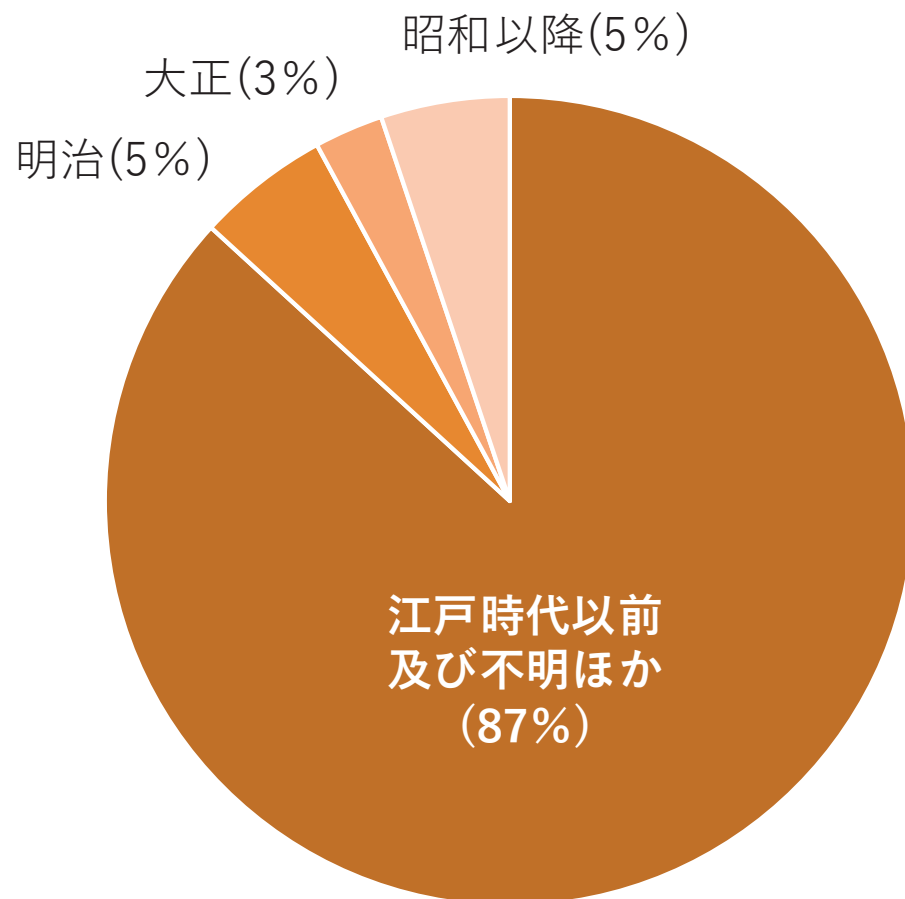
岡山県調べ（令和6年4月）

2 ため池の現状と課題

ため池の老朽化

- ・ 築造から相当年数が経過し、漏水や変形等が生じ、決壊するおそれのあるため池が増加
- ・ 頻発する集中豪雨・台風による洪水や地震に対し、脆弱なため池が多数存在

岡山のため池築造年代

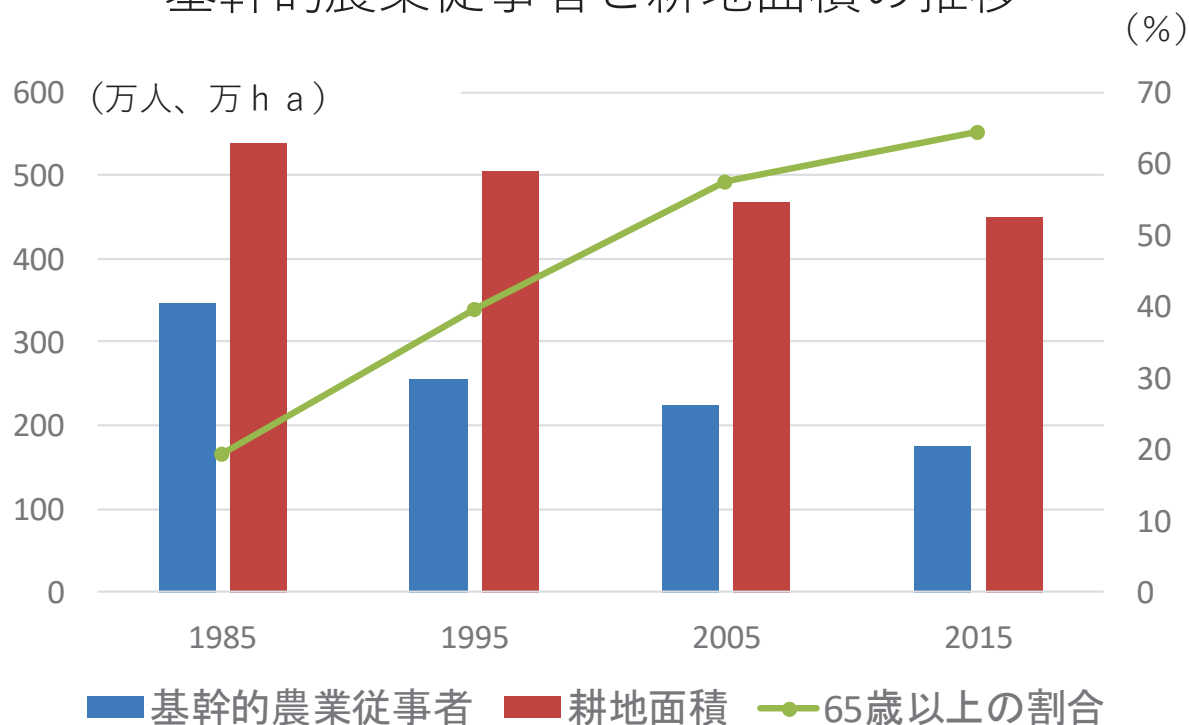


2 ため池の現状と課題

管理力の低下、放棄

- ・ 農業者の減少、高齢化の進行により、適切な維持管理が困難となるため池が増加
- ・ 荒廃農地の増加などかんがいに使用されなくなり、管理放棄されたため池が増加

基幹的農業従事者と耕地面積の推移



管理放棄により
堤体上に樹木が繁茂

2 ため池の現状と課題

混住化の進行

- ため池下流受益地の宅地化などから万が一決壊した場合のリスクが増大
- 農業農村の有する洪水防止機能や地下水かん養機能などの多面的機能の減衰



決壊時の浸水想定区域



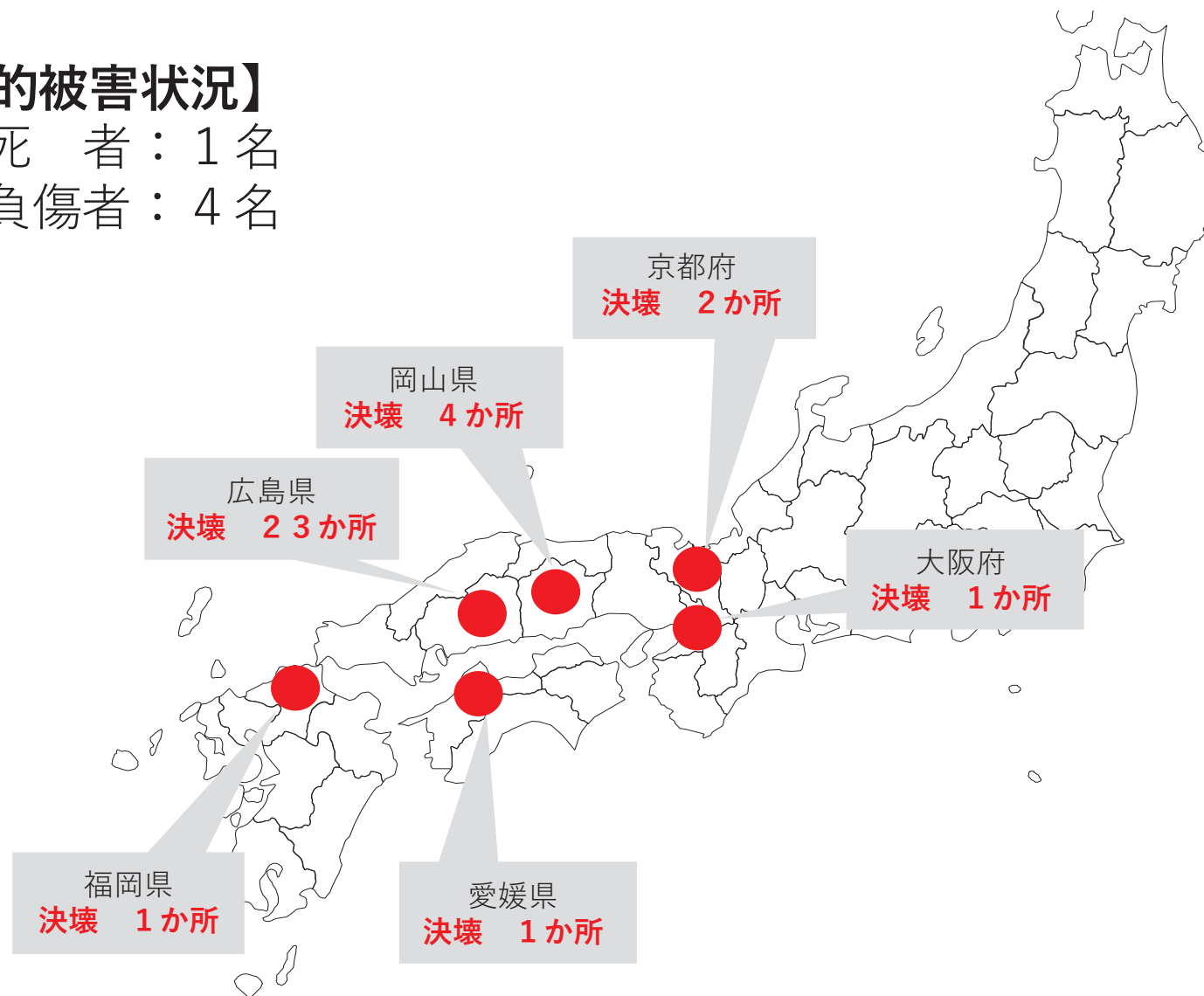
3 平成30年7月豪雨における被災状況

- 西日本を中心に約1,500か所のため池が被災し、うち**32か所**が決壊
- 岡山県では、230か所のため池が被災し、うち**4か所**が決壊

【人的被害状況】

死者：1名

負傷者：4名



3 平成30年7月豪雨における被災状況



勝負迫上池・勝負迫下池（福山市）



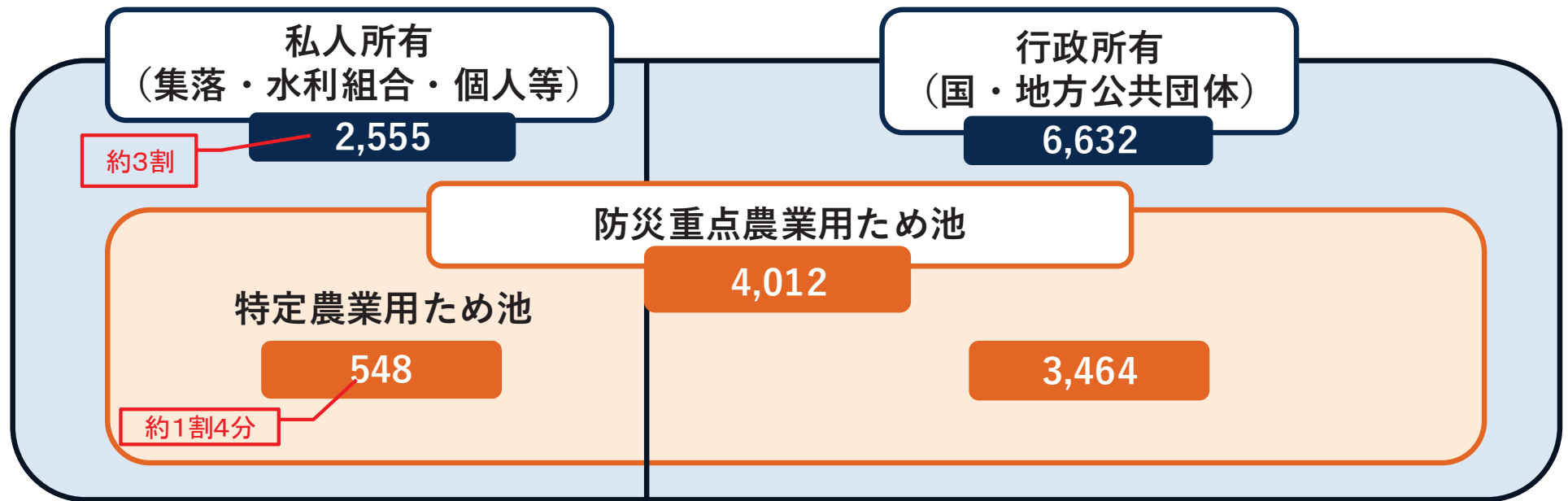
冠光寺池（岡山市）



大田池（浅口市）

4 ため池管理保全に関する取組

【農業用ため池 9,187箇所】



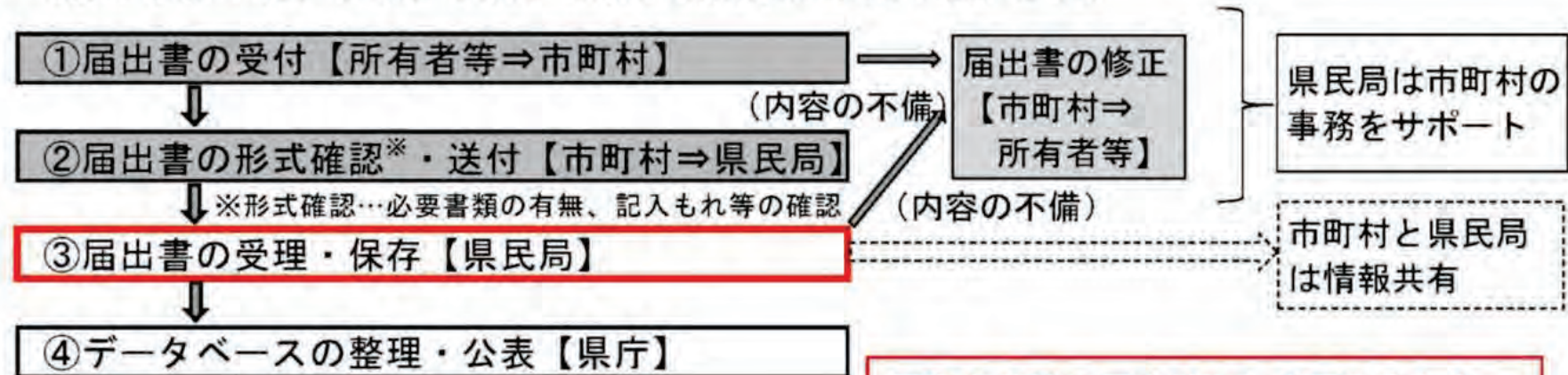
《 防災重点農業用ため池 》 決壊した場合に人的被害を与えるおそれがある農業用ため池
《 特定農業用ため池 》 防災重点農業用ため池のうち、私人所有のもの

4 ため池管理保全に関する取組

農業用ため池の管理及び保全に関する法律に係る届出等事務手続

1 農業用ため池の届出等

- 農業用ため池（既存を含む）の届出、新設・廃止、変更時の届出
（第4条第1項、2項、3項、4項、附則第2条第1項、2項）



- 未届ため池の対応
（附則第2条第3項、4項）

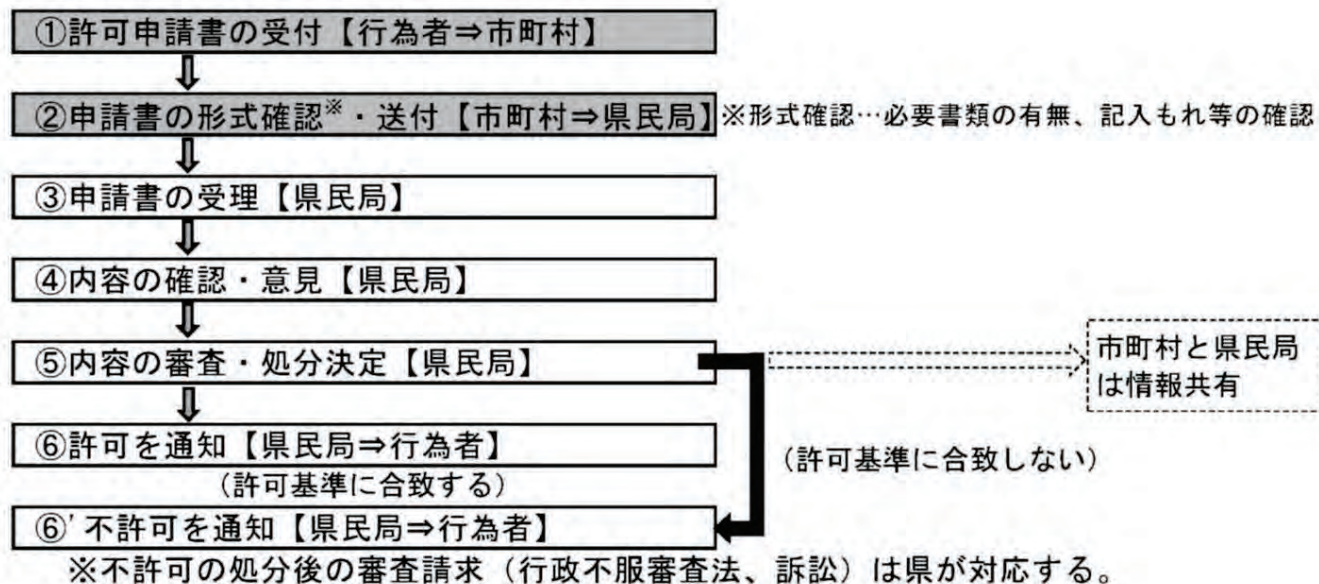


既存ため池の届出はR4に完了しました。
新設、廃止、変更の届出を引き続き
よろしくお願いいたします。

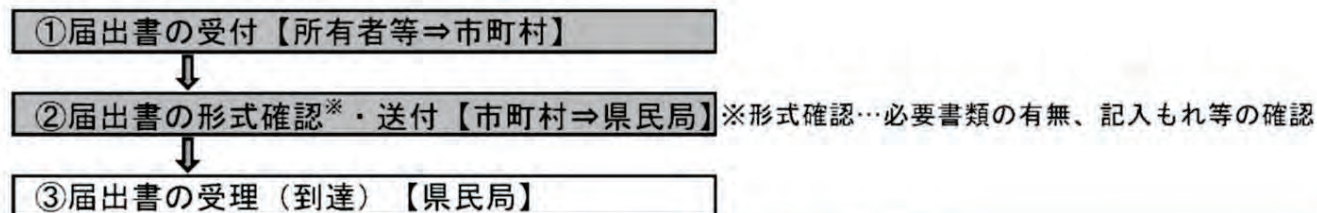
4 ため池管理保全に関する取組

農業用ため池の管理及び保全に関する法律に係る届出等事務手続

2 特定農業用ため池の制限行為の許可申請 (第8条第1項、2項)



3 特定農業用ため池の防災工事の届出 (第9条第1項、第3項)



県民局で受理をした各種届出は、下記フォルダに写しの保存をお願いします。

¥fs.momo.pref.okayama.jp¥統合共有¥fs620_ため池フォルダ¥08-2 届出書（写）（県受理）（未入力）

その他届出関係でご不明な点などあれば、防災班までご相談ください。

4 ため池管理保全に関する取組

農業用ため池の管理及び保全に関する法律に係る届出等事務手続

	事務処理件数／件 ※県で把握					
	30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
岡山市	－	54	13	14	3	0
倉敷市	－	38	13	0	0	0
津山市	－	306	41	29	9	40
笠岡市	－	196	417	36	12	5
井原市	－	130	75	2	0	0
総社市	－	40	3	0	0	0
高梁市	－	133	46	0	2	0
新見市	－	169	2	1	1	2
備前市	－	55	0	0	0	2
瀬戸内市	－	102	0	0	4	0
赤磐市	－	27	0	0	0	1
真庭市	－	46	2	39	18	23
美作市	－	267	5	6	3	5
浅口市	－	3	0	0	0	0
和気町	－	26	0	0	0	0
矢掛町	－	27	17	8	0	3
鏡野町	－	35	5	1	2	1
勝央町	－	109	1	1	0	0
奈義町	－	77	0	8	1	1
久米南町	－	78	0	0	0	0
美咲町	－	268	0	0	0	1
吉備中央町	－	63	2	5	1	0
計	－	2,249	642	150	56	84

4 ため池管理保全に関する取組

堤体に設置されている電柱支線の移設に係る都道府県知事の許可事例

ため池の諸元

ため池の所在地：岡山県津山市
ため池の所有者：集落
ため池の管理者：個人
防災重点農業用ため池：指定
堤高：6.8m
堤頂長：37.0m
総貯水量：55.0千m³

県が定めた主な許可条件

【申請時に確認するポイント】

土地改良事業設計指針「ため池整備」
（農林水産省農村振興局整備部監修）等を参考に、
以下を確認。

- 堤体の安定性に支障を来さないこと。
- ため池の維持管理に支障を来さないこと。

【許可に際して付加する主な条件】

- 工事に起因して堤体に変状（陥没、亀裂、漏水等）が生じないように施工すること。
- 堤体の一部を掘削して埋め戻す場合は、十分締め固めて原形復旧すること。
- 工事に起因する変状（陥没、亀裂、漏水等）が発生した場合は速やかに対策を講じること。
- 万が一、事故及び補償が生じた場合は、申請者（事業者）が解決すること。

取組の概要

令和4年度、事業者が、地元関係者からの要請を受け、ため池の堤体に設置されていた電柱支線を堤体外に移設する工事を実施。
堤体の掘削を行うため、ため池管理保全法第8条に基づき、県知事の許可を得た。
工事までの手順は以下のとおり。

【ステップ1：市による申請書の確認】

- 事業者は、県知事宛ての許可申請書とともに、位置図、平面図、地籍図、現場写真、その他施工関係図面を市へ提出。

【ステップ2：申請書の提出】

- 市による申請書類の内容確認後、事業者は市経由で県へ申請書類を提出。
- 県は、申請書を受理し内容を審査。

【ステップ3：内容審査～申請承認】

- 県は、申請書類をもとにため池の構造に問題のない施工であることを確認し、事業者に対し許可通知書を送付。

【ステップ4：施工後の対応】

- 施工完了後、県は事業者とともに施設状況を現地で確認し、必要に応じて修正等を指示。



▲移設イメージ（移設前の状況写真）

4 ため池管理保全に関する取組

農業水利施設の適切な管理・操作

◆ 農業用ため池

ため池が決壊した場合、被害は農業関係のみならず、人命・人家・公共施設等にも及ぶことが予想される。「ため池の適切な維持管理および継続的な監視について」に基づく点検を実施し、危険なため池について必要な措置を講じることで、災害防止の徹底を図っている。

◆ 排水機等

点検や洪水時の運転・操作に際し、上下流やその周辺状況を把握し、安全であることを十分確認するなど、事故防止の徹底に努めている。

◆ 農業水利施設等の転落事故防止

巡視により状況を確認の上、必要な安全対策を講ずるとともに、地域で行われる安全対策についての会議等へ参加することで、地元関係者や関係機関との協力体制の構築を図る。



点検の様子

4 ため池管理保全に関する取組 ～ ため池サポートセンター ～

- 農家の高齢化や減少により、適正な維持管理が行われないおそれ
- 農家を指導する市町村の技術職員が不足

ため池サポートセンターの設置

ため池の適正な保全管理のため、管理者からの相談対応や具体的な対策を積極的に提案するサポートセンターを令和元年5月に設置

◆ ため池管理者からの相談対応

市町村や農家など管理者からの相談に電話で対応するとともに必要に応じて現地確認を行い、対処方針や今後の管理方針等を指導



電話相談



現地指導

4 ため池管理保全に関する取組 ～ ため池サポートセンター ～

◆ 巡回相談会及び研修会の開催

県内の地域ごとに巡回相談会を実施するとともに、ため池関係業務に従事する行政職員やため池管理者を対象とした研修会を開催



研修会の開催



安全管理研修会の様子

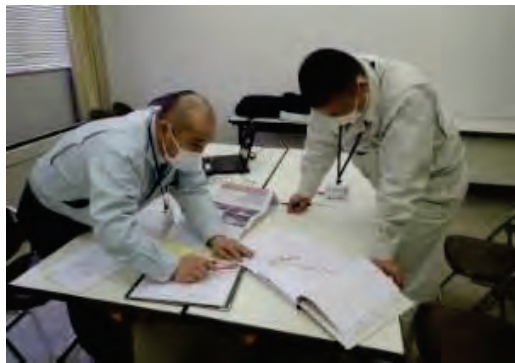
4 ため池管理保全に関する取組 ～ ため池サポートセンター ～

◆ 具体的な対策の検討・提案

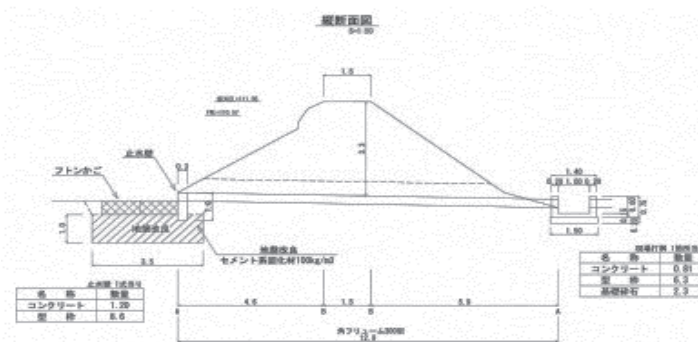
防災重点農業用ため池のうち、老朽度が高い池や農業利用がない池を中心に現地調査を行い、具体的な対策を積極的に提案するなど、改修や廃止に向けた取組が進むよう市町村を支援



現地調査



対策の提案



概略図作成

建築工事費内訳				
内 訳				
工 号	品 目・記 号	数量	単位	単 価
0000	合計工事費合計		千円	
0001		1.0	㎡	524
0002	改修工事費	1.0	㎡	1,303
0003		1.0	㎡	69
0004	新築工事	1.0	㎡	30
0005		1.0	㎡	1,195
0006	解体工事	1.0	㎡	110
0007		1.0	㎡	1,114
0008	設計工事費			4,363
0009				4,319
0010	工事費			4,116
0011	消費税等	10	%	461
0012	諸元工事費			16,847

概算工事費算定

4 ため池管理保全に関する取組 ～ 防災工事 ① ～

- ため池工事特措法に基づく推進計画
- 計画期間は、法律の期間内である令和3年度から令和12年度までの10年間

◆ 類型化と方向性

区分	現状			類型化	方向性
	人的被害	農業利用	老朽度		
防災重点	恐れあり	継続	高い	I	防災機能を高める
			低い	II	適正な管理を推進
		なし		III	廃止を進める
上記以外	恐れなし	継続		IV	施設を維持する
		なし		V	落水管理・廃止を行う

4 ため池管理保全に関する取組 ～ 防災工事 ① ～

◆ 実施目標と役割分担

項目	実施目標	役割分担	
		県	市町村
劣化状況評価 豪雨耐性評価	約 3,900か所	○	—
地震耐性評価	約140か所	決壊による流水により歩行不可能となる範囲に指定緊急避難路等があるもの	—
		上記以外は、実施計画策定主体	
防災工事	約250か所	受益面積 5 h a 以上	受益面積 5 h a 未満
廃止工事	約300か所	一定要件を満たす場合は受託工事等	○

4 ため池管理保全に関する取組 ～ 防災工事 ① ～

ため池の被災原因と決壊原因（直近10年間）

